

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 募集要項等に関する質問及び回答 令和5年6月13日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		1	募集要項	2	9	第2	1	(2)	①			佐野市土地開発公社の無償借地用地である第5～第7駐車場については改修の範囲に含んでおりますが、佐野市土地開発公社との意向や手続き等が必要でしょうか？また、借用期間等があればご教示ください。	佐野土地開発公社との借用期間は1年間につき、毎年文化推進課が更新の手続きを行っています。
○		2	募集要項	2	18	第2	1	(4)				本事業における基本構想時に今回の事業のために視察された施設、または参考にされている施設がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	本事業は、あまり例のない文化ホールの改修につき、特段参考にしている施設等はございません。
○		3	募集要項	9	19	第4	1	(1)	⑮			議会の議決において、令和5年12月に予定されている議会では、設計施工一括契約書の締結及び指定管理者の指定について、同じ議会にて議案が図られるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		4	募集要項	11	12	第4	1	(2)	⑧			ヒアリング形式についてはどのような形式にては想定されていますでしょうか（リモート・現地、他）。また、ヒアリングで使用するプロジェクターの種類、スクリーンのサイズをご教示ください。	現地にてプレゼンテーションを実施いたします。 プロジェクターは、パナソニックPT-DW740（天吊り型）スクリーンのサイズは120インチです。当日はHDMI出力でできるパソコンをご持参ください。
○		5	募集要項	12	3	第4	2	(1)	イ			代表企業について、事業期間中に構成企業内で代表企業変更は可能でしょうか。	事業期間中の代表企業の変更は認めないものとします。 なお、事業期間中の市との連絡調整については募集要項P.17「第5 2. 事業期間中の特定事業者と市の関わり」をご参照ください。
○		6	募集要項	12		第4	2	(2)				総括管理業務を行う為の資格要件はありますでしょうか。	「維持管理業務を行う企業」又は「運営業務を行う企業」の要件を満たすものとします。
○		7	募集要項	13	18	第4	2	(2)	イ			過去15年以内の実績とは、過去15年以内に設計業務が完了したと考えてよろしいでしょうか。 同等面積以上の公共施設の改修設計実績の同等面積とはどのくらいの面積をお考えでしょうか。	ご理解のとおり、過去15年以内に改修設計業務が完了した実績としてください。 また、同等規模以上とは5,000㎡以上の面積とします。
○		8	募集要項	13	26	第4	2	(2)	ウ			過去15年以内の実績とは、過去15年以内に設計業務が完了したと考えてよろしいでしょうか。 同等面積以上の公共施設の改修工事監理実績の同等面積とはどのくらいの面積をお考えでしょうか。	ご理解のとおり、過去15年以内に改修工事監理業務が完了した実績としてください。 また、同等規模以上とは5,000㎡以上の面積とします。
○		9	募集要項	14	8	第4	2	(2)	オ	b		維持管理業務を複数企業で行う場合、「提案内容と同等面積以上の公共施設の維持管理業務実績」が必要なのは、当該業務を代表する企業のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		10	募集要項	14	13	第4	2	(3)				「(3)提案資格基準日」について、上記(3)は上記(2)ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		11	募集要項	16	1	第4	4					予定価格等について、算出根拠となる単価等の採用時期はいつでしょうか。	昨今の物価変動の状況を踏まえ、令和4年度の議会（令和5年3月）にて、予定価格の予算化を行っております。
○		12	要求水準書	4～6	-	第1	5	(1), (2), (3)				適用法令等が列挙されていますが、市では全て適合されることをご想定でしょうか。具体的な整理がもしあればご教示いただけますでしょうか。	本事業の実施において適用すべき法令を記載しており、適宜必要な対応をとるものと考えています。
○		13	要求水準書	4, 5	-	第1	5	(1), (2)				バリアフリー法、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等は、既存施設は棟ごとのEVや各種段差等の問題を抱えておりますが、要求水準書・整備水準の方には対応の記載がありません。市はどのようなご想定でしょうか。	バリアフリーも含めた上で、ユニバーサルデザインへの配慮は、本事業でも期待するところです。構造上制約がありますが、可能な範囲でバリアフリー化については、事業者の提案を期待します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		14	要求水準書	16	15	第2	1	(2)	ア			大ホールのホワイエの天井については特定天井に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	特定天井に該当するかは確認できておりませんが、改修対象外とします。
○		15	要求水準書	16	16	第2	1	(2)	ア			特定天井の改修において「客席の音響性能の改善なども考慮した新しい形状を検討することを想定する。」とありますが、現状で改善（改修）すべきとお考えの箇所がございましたら具体的にお示し頂けますでしょうか。または、事業者側の提案として、より好ましいと考える性能仕様とすることも差支えないという認識と考えてよろしいでしょうか。	特定天井の改修においては、事業者の提案として、新しい形状や仕様に変更することも可とします。要求水準書（添付資料5を含む）に示す内容以外に、市が要求する条件はありません。ただし、特定天井の改修の際は、No.16に示す天井裏の改修を実施してください。
○		16	要求水準書	16	19	第2	1	(2)	ア			「大ホール、小ホール天井裏の安全作業やシーリング等へのアクセスの改善」と記載があり、具体的にはキャットウォーク及びアクセスするための上下階段の対応が求められていると思われますが、整備水準上の記載はないようです。最低限、安全な構造のキャットウォークの整備は今回含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特に指定はしませんが、改修後の円滑かつ安全な維持管理及び運営が可能となるように、天井裏の安全作業やアクセス改善が実現できる改修内容をご提案ください。
○		17	要求水準書	16	30							ピアノの保管場所は選定業者の提案事項に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。オーバーホールの実施時期と併せてご提案ください。
○		18	要求水準書	16	30							ピアノの保管場所が決まった場合の移送費用は市の負担となるのでしょうか。それとも選定業者の負担となるのでしょうか。	オーバーホール費用も含み、ピアノの保管にかかる費用、移送費用はサービス対価に含みます。
○		19	要求水準書	17	25	第2	1	(5)	イ			その他施設内に仮設事務室を設置されるにあたっては、本施設事務室内の什器備品も移設されとの理解で宜しいでしょうか。事務室は床仕上げ更新・天井仕上げ更新が整備水準であるため、什器備品の残置有無を確認したい意図です。	リニューアル後、継続使用する什器備品は移設します。ただし、処分する什器備品については残置します。
○		20	要求水準書	17	27	第2	1	(5)	イ			「仮設事務所の電話設備撤去、本施設への移設、配線工事、本施設内の電話機の設置、内線設定」は本施設引渡し後、令和9年1月～令和9年3月に実施されとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		21	要求水準書	18	6	第2	2					「改修工事期間中の既存施設の一部使用」とは、例えば、建設現場職員の執務スペースとして使用することも、市にお認め頂ければ可能との理解で宜しいでしょうか。また、仮に既存施設の一部使用をお認め頂ける場合は、無償で貸与頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		22	要求水準書	18	15	第2	2	(1)				外壁タイル等（メタモールやホワイエ等の半内部を含む）の全面打診による調査につきましては、設計・改修工事期間の中で実施すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	23	要求水準書	18, 19	5, 27	第2	2	(2), (3)				基本設計、実施設計業務の中に業務週報とありますが、各週の提出になりますと煩雑になりますので、業務月報に変更して頂けないでしょうか。	業務月報の提出でも可とします。
○		24	要求水準書	19	7, 32	第2	2	(2), (3)				基本設計、実施設計業務の中に各種諸官庁申請書類とありますが、具体的に現在想定されている内容をご教示いただけますでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものはありませんが、必要に応じて、適切な時期に提出してください。
○		25	要求水準書	19	14	第2	2	(3)				実施設計業務の中に設計図書等は検査の2ヶ月前までに事前に提出することとありますが、工事着工までの流れは特定後改めて協議と考えてよろしいでしょうか。具体的なスケジュール計画にも影響してくると考えています。また、2ヶ月間は市の方でどのような確認等をされる想定でしょうか、参考にご教示ください。	工事着工までのスケジュールの詳細は設計業務着手後の協議により調整しますが、工期の遅れが生じないよう、要求水準との整合確認等を行うことを想定し、検査の2か月前までに設計図書等の提出を要求しています。
○		26	要求水準書	20	1	第2	3					工事監理について、常駐、非常駐及び頻度等、市からの指定はありますか？	常駐、非常駐等に関する指定はありませんが、工事の進捗を把握し、適切に工事監理を実施してください。
○		27	要求水準書	21	1	第2	4					今回事業において、計画通知（建築確認申請）を要する改修は行わないというお考えでしょうか。例えば、是正要望の中には、搬入口の搬入庇の改善等、建築面積が増となる項目も含まれていますが、確認申請を提出・既存構造躯体の現行法規への適合が求められる可能性があります。どのようにお考えでしょうか。	計画通知（建築確認申請）を要する改修は想定しておりません。是正要望が具体的に何を示すか不明ですが、要求水準書に示す内容以外の改修実施については事業者提案とします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		28	要求水準書	21	1	第2	4					既存不適格の是正にあたり、法令適用状況の判断のため、建設時、改修時の計画通知又は確認申請書及び確認申請検査済み書のご提示を頂けますでしょうか。	別添3様式集の様式1～3に示す貸与資料以外の資料で、新たにご提示できる資料はありません。
○		29	要求水準書	22	30	第2	4	(2)	ウ			「令和8年9月末までに、特定事業者に改修工事業務完了の確認を通知する。」とありますが、本施設の引渡しは令和8年12月予定のため、正しくは「令和8年12月末までに、特定事業者に改修工事業務完了の確認を通知する。」ことになるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
○		30	要求水準書	25	20	第3	1	(3)				【大ホールホワイエのソファ】「移動しやすいテーブルと椅子を設置する等・・・提案を期待する」とありますが、備品リストの内、「1.更新する備品について」には入っていません。提案はしますが、備品の更新費用は事業費とは別と考えてよろしいでしょうか。	備品の更新費用は、サービス対価に含むものとします。
○		31	要求水準書	25	25	第3	1	(3)				【喫茶室（休憩室）のテーブル・椅子】「占用的な状況が生じないよう、テーブル及び椅子の配置を工夫する等・・・提案を期待する」とありますが、備品更新リストには入っていません。提案は既存のテーブル、椅子の利用を前提としていますか。新たに購入するものであれば、それにかかる費用は事業費とは別と考えてよろしいでしょうか。	No.30と同様、備品の更新費用は、サービス対価に含むものとします。既存のテーブル・椅子の利用ではなく、更新する提案を期待します。
○		32	要求水準書	25	31	第3	1	(3)				【会議室201の会議室及び展示室として利用への対応】について書道展・絵画展・華道展、天明鋳物や陶芸作品等の展示会是一同に行われる展示でしょうか。また、201と1階展示室も併せて展示とし、広い開催スペースの確保が主目的でしょうか。または、1階展示室とは異なる仕様での展示設備をお考えでしょうか。	書道展や絵画展等一同に展示会が行われることはありませんが、書道・絵画はそれぞれ各団体単体で会議室201と1階展示室を会場として利用します。1階展示室だけでは、スペースが足りない場合、201会議室と併せて展示し、広い開催スペースを確保することを目的とします。
○		33	要求水準書	26	7	第4	1	(1)				「統括責任者の配置にあたっては、本施設と同種、同規模程度の施設管理に精通した者」とされています。「本施設と同種」とはホール施設のみに限定されず、博物館・美術館・図書館・体育館・複合用途建築物等の施設管理に精通した者でも統括責任者とすることが可能との理解で宜しいでしょうか。ホール施設に限定されると人員手配に影響が出ると考えています。	本施設と同種、同規模程度とは、「700席以上のホール等を有する施設」とします。「700席以上のホール等を有する施設」であれば、複合用途は問いません。
○		34	要求水準書	29	27	第4	1	(8)				月例業務報告書の内容を確認すると現状より収支の項目が増えております。毎月収支の報告を行うという事でしょうか。収支報告の内容をご教示ください。	後日、開示いたします。
○		35	要求水準書	30	4							開館準備業務について、原則指定管理者が行うものとされていることから、提案時には当該業務に係る費用を見込むことが前提と理解してよろしいでしょうか。市が自ら行う方が効率的・効果的であることを提案で示すことにより、当該業務にかかる費用を見込まず提案したグループがいた場合、前段の解釈に基づき提案をしたグループとの価格差がついてしまい、公平性の観点から望ましくないと考えるため念のため確認です。	ご理解のとおり、開館準備業務は指定管理者が実施する業務であるため、サービス対価に含む提案をしてください。
○		36	要求水準書	30	20	第4	2	(3)				施設の利用申請受付に関する準備行為について、「特定事業者は予約案内開始までに施設の利用案内案および利用規則案を作成すれば良いことになっていますが、利用料金が市長決裁または議会議決を要する水準である場合はいつまでに市に提出すれば良いのでしょうか。	要求水準書に示す施設の利用申請受付に関する準備行為のとおり、利用案内（案）及び利用規則（案）を作成してください。
○		37	要求水準書	32	14	第4	3	(5)	ア			特定事業者が、・・・利用者の利便性向上及び利用者数増加策等の一環として独自の備品を購入する場合でも、要する費用はすべて特定事業者の負担となり、収支計画の支出に計上できないものなのでしょうか。	原則、ご理解のとおりです。供用開始後の什器備品の購入費は、サービス対価には含まずに提案をしてください。
○		38	要求水準書	33	6	第4	4	(1)	イ			大規模災害発生時に市と連携して施設を必要に応じて開放するとなっており、それによって発生した損失は後日市と協議するとなっていますが、この「損失」には「逸失利益」は含まれる理解でよろしいでしょうか。	逸失利益は含まれません。なお、開放が長期間にわたり、事業収支に大きく影響を及ぼす場合は、「平成29年4月25日：総務省自治行政局長 大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」を参考に対応することを想定しています。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		39	要求水準書	33	20	第4	4	(3)				「ネーミングライツ・パートナー決定に伴う施設名称の表示変更等は、市の指示に従い対応すること」とありますが、ネーミングライツにより決定された施設名称に基づくサイン製作及び工事費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。 施設名称の決定時期によっては令和8年12月の本施設引渡にサイン製作が間に合わない、施設名称文字数によってはサイン製作費が変動するといった課題がございます。 また、令和8年度以降にネーミングライツ・パートナーが変更となり、施設名称が更新された場合のサイン更新は事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ネーミングライツパートナー契約締結前に製作された看板表示等の変更については、ネーミングライツパートナーの負担といたします。契約締結後作成するパンフレット等の印刷物や、ホームページの変更については指定管理者の負担になります。
○		40	要求水準書	34	24	第5	1	(3)				休館中の維持管理業務ですが、外トイレ等の清掃業務は入っておりません。こちらの施設は閉鎖とするのででしょうか。	ご理解のとおりです。
○		41	要求水準書	35	1	第5	1	(4)				維持管理業務責任者は常駐の必要はなく、有事の際に適切に対応できることが要件、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		42	要求水準書	35	1	第5	1	(4)	2)			業務責任者、業務主任者について、実施方針等に関する質問及び回答（令和4年9月30日）にある別紙質問No58組織図において、本施設は総務課長が業務責任者、受付業務等の各セクションのリーダーが業務主任者、その他施設は副館長が業務責任者、受付業務等の各セクションのリーダー業務主任者という理解で宜しいでしょうか。 また、統括責任者の館長が業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	統括責任者の館長が業務責任者を兼務することは可能です。No.58組織図に当てはめると、総務課長が業務主任者になります。
○		43	要求水準書	36	10	第5	1	(9)	①			1件50万円未満の修繕・更新費としては、どの提案グループも共通で、上限額である『各年度2館合計5,000千円（税込）（令和7・8年度については3,000千円（税込））』を固定額として提案価格に計上するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		44	要求水準書	36	15	第5	1	(9)	②			1件50万円を超える修繕について、サービス対価とは別に事業期間中合計232,000千円を上限として修繕費用を設定するとありますが、事業者の業務範囲である1件50万円以下の修繕を、予防保全の考え方にに基づき適時適切な時期に実施することで、当該修繕費用を縮減するような計画を立案、提案をした場合、評価の対象になるのでしょうか？ 評価の対象外である場合、事業範囲内の修繕費（提案価格）を抑え、事業範囲外の修繕費で見込む提案をしたグループが優位になる要件だと思慮します。 提案をするにあたり公平性を保つためにも考え方をお示しいただけますでしょうか？	要求水準書「第2 1（1）イ」に示すとおり、改修工事の対象箇所については、供用開始から5年間の修繕・更新業務が出来るだけ発生しないような改修工事業務を実施するものとして、ご提案ください。 その上で、予防保全の考え方にに基づき適切な時期に修繕・更新を実施することで、当該修繕費用を縮減するような計画を立案、提案をした場合、評価の対象とします。
○		45	要求水準書	36	23	第5	1	(9)	②			修繕・更新に関する費用は、サービス対価とは別に事業期間中合計232,000千円（税込）を上限とし、市が修繕・更新の実施が必要と判断した場合に、特定事業者が修繕・更新を実施するとあります。現計画段階では232,000千円（税込）を上限として計画しますが、修繕・更新実施時には、物価変動について考慮頂けると考えてよろしいでしょうか。	基本協定書（案）別紙3（負担金）に示すとおり、負担金の請求にあたっては、修繕又は更新に要した費用で請求してください。
○		46	要求水準書	36	33	第5	1	(10)				光熱水費については使用料を按分するとありますが、基本料金や燃料調整費、再生可能エネルギー発電促進賦課金についても同様に按分して支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		47	要求水準書	36	33	第5	1	(10)				本施設及びその他施設の電気契約内容、契約電力等についてご教授ください。	本施設については、現指定管理者が独自に締結している契約につき、内容等の開示はできません。 その他施設については、市内複数施設と佐野瓦斯株式会社と一括契約の中に含まれています。また、その他施設は佐野市葛生あくと保健センター、佐野市葛生あくと福祉センターと合わせて344kWで契約しています。
○		48	要求水準書	37	3	第5	1	(11)				事業期間中に、外壁タイル等の全面打診による調査を行うこととありますが、実施時期については事業者の提案でよろしいのでしょうか。	維持管理業務期間中の外壁タイル等の調査結果は、事業期間終了から概ね10年の期間の長期修繕計画に反映をしてください。そのため、設計業務の事前調査等業務として実施する調査から約10年後の実施を想定しています。
○		49	要求水準書	37		第5	1	(12)				事業終了の3年前に、事業期間終了後に必要な工事等について説明することとありますが、誰が実施するべきでしょうか。	特定事業者が実施してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		50	要求水準書	37		第5	1	(12)				事業期間終了の1年前に、本施設の劣化診断調査、構造躯体劣化調査を行いとございますが、この費用はサービス対価に含まれるのでしょうか。	サービス対価に含みます。
○		51	要求水準書	45	7	第6	2	(1)	イ			個別事業に要する費用については、参加者からの負担金や補助金等を除いた額について、年間550万円（税込）を上限額とし、サービス対価に含むとされておりますが、この費用については、様式7ー6 本施設の統括管理業務・維持管理業務・運営業務費（サービス対価B-2）の内訳及び算定根拠における、「運営業務費 業務委託費」に計上すればよろしいでしょうか。	個別事業に要する費用については、様式7ー6 本施設の統括管理業務・維持管理業務・運営業務費（サービス対価B-2）の運営業務費のうち、「事業費」に計上してください。
○		52	要求水準書	48	5	第6	2	(2)	ア			個別事業につきましては、「市から依頼した事業を基本」に、「これまで本施設及びその他施設で行われてきた」事業を「単独または各種団体と共同して開催」するものであることから、これまで後援・協賛等されてきた団体がおられるものと想定します。個別事業については引続き、この様な団体との連携が必要なものと存じ、各種団体の一覧・連絡先をご開示頂く事は可能でしょうか。	現在調整中のため、後日、開示できる内容について公表します。
○		53	要求水準書	48	35	第6	2	(2)	イ	(イ)		個別事業や自主事業を行う場合、利用する床や駐車場の使用料は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。もし、有償となる様な事業内容がございましたら、ご教示頂けますでしょうか。	ご理解のとおり、個別事業や自主事業を行う場合の床や駐車場の使用料は発生しません。
○		54	要求水準書	49		第6	2	(3)	ア			改修により施設数(部屋数)を増やすことは可能でしょうか。	対象となるスペースの用途やサービス内容に応じた快適性、利便性、耐久性等の諸性能が確保できる場合は、要求水準を達しているものとします。事業者自ら水準を達していると判断できない場合は、7月3日（月）17時までに、提案内容を募集要項「第7 4. 担当窓口」に提出していただき、7月11日（火）に対面で市に説明をお願いします。7月14日（金）までに提案内容の確認結果を各事業者に個別でご連絡します。
○		55	要求水準書	49		第6	2	(3)	イ	(イ)		改修後に利用料金を改定することは可能でしょうか。（今後の物価上昇をふまえて）	利用料金を改定しないことを前提にご提案ください。佐野市文化施設条例に利用料金の額の範囲が定められております。その範囲を超えて改定するには、条例改正が必要です。なお、現行の利用料金の改定については検討中です。
○		56	要求水準書	52		第6	2	(4)				ホールに常駐する人員数（舞台、音響、照明）の指定はありませんが、現状または指定の常駐人数をご教示いただけないでしょうか（施設の利用料金の中に何名の舞台技術人員分が入っているのか）。	施設の利用料金は、舞台技術人員の人数で決定しているものではありません。また、常駐人数の指定はありませんが、現在は本施設では1名常勤しています。
○		57	要求水準書									アスベストの調査実績があれば開示願います。	後日、開示いたします。
○		58	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	3~4, 7~29		1	2, 3					現状での雨水の漏水箇所は、施設劣化調査及び施設整備計画報告書内の表1-2 運営者からの改善要望や、表1-5 目視調査結果における劣化・不具合の状況一覧に記載あるものが全てでしょうか。整備水準には記載が見受けられませんが、市で想定されている改修対象範囲又は改善場所をご提示いただけますでしょうか。	現状での雨水の漏水箇所で現時点で把握しているものは、施設劣化調査及び施設整備計画報告書に示すとおりです。また、現時点で想定している改修対象範囲は要求水準書（添付資料5を含む）に示す内容のとおりです。その他、過去に数回メタモール（庭園側）201会議室、205会議室、展示棟の階段で雨漏りがあったため、対策については事業者提案とします。
○		59	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	3	5	1	2	1				これまでの改修工事含む計画通知または確認申請、申請図面、検査済証はご開示いただけないでしょうか。記録及び資料が確認できない場合には、竣工時の計画通知等が提出された当時の関連基準満たしていることを前提に設計を進めることでよろしいでしょうか。	別添3 様式集の様式1ー3に示す貸与資料以外の資料で、新たにご提示できる資料はありません。竣工時の関連基準を満たしていることを前提にご提案ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		60	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	3	5	1	2	1				計画通知等の記録が確認できない場合や、竣工時の関連基準を満たす前提が覆る場合は、追加調査が必要となりますが、その調査費用は別途と考えて宜しいでしょうか。またスケジュールにも影響が出ると考えられます。	設計施工一括契約書（案）第19条の各規定に基づき対応致します。
○		61	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	5	33	1	2	3				外構インフラは、表-1-3調査結果総括表」のやり替え工事にはは、外構設備判定はBとなっておりますが、整備水準には記載がありません。敷地、または道路境界線内の給排水、ガス設備は、今回工事の対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		62	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	7		1	3	1, 2				「施設劣化調査及び施設整備計画報告書」のうち、1.3.1劣化・不具合の状況（一覧）、1.3.2目視調査結果は、必ずしも要求水準書・整備水準に反映されていない内容も多く、また優先度A～Cの評価がされておりませんが、どのような扱いと考えるべきでしょうか。要求水準、整備水準に反映されていない運営側からの要望事項については、基本的には今回見込まないことと考えて宜しいでしょうか。また、その上で対応するものは、事業者側からの提案と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（添付資料5を含む）に記載がないものは、改修内容には含んでおりません。要求水準書に示す改修内容以外については、事業者提案とすることも可能です。
○		63	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	7～29	-	1	3	1～7				現状での漏水箇所は、施設劣化調査及び施設整備計画報告書内の表1-2 運営者からの改善要望や、表1-5 目視調査結果における劣化・不具合の状況一覧に記載あるものが全てでしょうか。ただし、整備水準には具体的な箇所の記載が見受けられません。市で想定されている改修対象範囲又は改善場所をご提示いただけますでしょうか。	No. 58をご参照ください。
	○	64	添付資料1 佐野市文化会館施設劣化調査及び施設整備計画報告書	10	10	1	3	1				「表1-5 目視調査結果における劣化・不具合の状況一覧」に記載ありますNO. 120 の屋外トイレは今回工事非該当（別途予算）の認識と考えて宜しいでしょうか。ただし、敷地全体の治安・安全性・使い勝手・治安等を考慮すると今後改修すべき項目と考えますが、どのようにお考えでしょうか。	後日、修正した添付資料5をご確認ください。
○		65	添付資料2 佐野市文化会館耐震診断業務報告書									耐診断調査時のより詳細な診断データをご開示いただくことは可能でしょうか。	添付資料2の原本は、様式集の様式1－3のとおり貸与可能です。その他の開示できるデータはありません。
○		66	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	-								床仕上げでカーペット敷き込みの部屋が多々ありますが、メンテナンス性、更新性、施工費等を鑑みると機能面はほぼ同等を思われるタイルカーペットにした方がよいと思われる部屋があります。適宜、タイルカーペットで提案してもよろしいでしょうか。	No. 54をご参照ください。
○		67	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1		凡例						カーペット等の仕様で（T-1）（T-2）（T-Z）の記載がありますが、凡例に記載がありません。どのようなことを示しているのかご教示ください。	竣工時の仕上表に記載のある（T-1）（T-2）（T-Z）等の記号を入れておりますが、詳細な仕様は不明のため、現地確認の上、改修仕様をご提案ください。
○		68	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1	12							貸与頂いている既設図面から、少なくとも大ホールは2013年に舞台床更新工事を行っているものと存じますが、大ホール及び小ホールの舞台床仕上げ更新は整備水準に含まれますでしょうか。比較的新しく、更新までは不要かと存じ、再確認する意図です。	大ホール及び小ホールの舞台床仕上げ更新は改修内容に含まないものとします。添付資料5を修正します。
○		69	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1	19	大ホール棟	1階	大ホール	客席床仕上げ更新			大ホール客席床仕上げ更新欄に「防災対応のものに更新する」とありますが、塩ビ系長尺床材は除き、カーペットのみが対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 54をご参照ください。
○		70	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1	22	大ホール棟	1階	大ホール	客席（2階）壁仕上げ更新			既設数量が「客席（1 階）壁仕上げ更新」と同じ1,002.8㎡となっておりますが誤記でしょうか。	記載誤りで、正しくは「581.8㎡」です。後日、添付資料5を修正します。
○		71	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1	40	大ホール棟	1階	大ホール	舞台床仕上げ更新			空調設備欄に記載はありませんが整備水準は床仕上げ更新対象となっております。貸与資料No. 23「文化会館大ホール棟 空気調和設備改修工事 竣工図・施工図」（E-12, M-9図）に床暖房設備（電気式）が見受けられ、今回更新をご想定でしょうか。（大ホール1階オーケストラピット部分（X13-X14、Y4-Y8通））	床暖房設備は改修対象には含みません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		72	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1								客席幅520mmと、大ホール1000席以上、小ホール280席以上の関係性について、既存施設から客席数が大きく減少するため、誘致できる公演内容にも影響してきます。客席幅は既存よりも広がりますが520mmまでに限定はせず、全体の客席数・公演内容も鑑みながらのご提案と考えてよろしいでしょうか。上記のような理由であれば、設計仕様を変更してのご提案も許容いただけますでしょうか。	提案は可能ですが、客席幅500mmを下限とします。
○		73	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1, 10	-	大ホール棟 小ホール棟	1階 2階	大ホール、小ホール	客席壁のC.B下地			大ホール、小ホールの客席壁のC.B下地は、今回改修工事にて安全面を考慮しての改修は想定されていないという認識でしょうか。	客席壁のC.B下地の改修は含んでおりません。
○		74	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	1, 10	-	大ホール棟 小ホール棟	1階 2階	大ホール、小ホール				大ホール、小ホールともに外部電源車からの引込みはお考えではない、という認識で宜しいでしょうか。	現在、小ホールについては利用はございません。大ホールについては、年1～2回利用することがあります。大ホールについては、引込口の設置場所が悪く、音響室に向かう1階の窓より引込んでいます。現状維持で問題ないとの認識ですが、例えば利便性の向上を考え、舞台に直接引込む提案をしていただくことは問題ありません。
○		75	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2	5							舞台設備の更新内容につきまして、実施方針・要求水準書（案）から募集要項・要求水準書への移行に際し、以下の様な変更がございます。 ①大ホール舞台機構更新：ワイヤー（吊物機構） 要求水準書（案）：手動を電動仕様に更新 要求水準書：特に指定無し ②大ホール舞台機構更新：モーター・減速機（吊物機構） 要求水準書（案）：特に指定無し 要求水準書：部品交換を行うこと。 ③大ホール舞台機構更新：モーター・減速機（迫り）（床機構） 要求水準書（案）：手動を電動仕様に更新 要求水準書：部品交換を行うこと。 上記につきまして、以下の通りの理解で宜しいでしょうか。 ①更新は要求水準だが、手動とするか電動とするかは提案による。 ②一式更新でなく部品交換が要求水準。 どの部品を交換するか、または一式更新とするかは民間提案による。 ③一式更新でなく部品交換が要求水準。 どの部品を交換するか、または一式更新とするか、電動仕様に変更するかは民間提案による。	①～③いずれについても、ご理解のとおりです。
○		76	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2	9	大ホール棟	1階	大ホール	奈落等の漏水対策			大ホール奈落は「※調査による」とありますが、別途工事の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		77	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	2	10							奈落等の漏水対策は「調査の上、改修」とありますが、この「調査」とは、事業者選定後の設計業務における事前調査等業務を指し、対策する漏水箇所及び改修方法は、事前調査等業務を踏まえた市との協議により決定するとの理解で宜しいでしょうか。上記の理解が正しい場合、提案段階の目視による現地調査だけでは、漏水箇所・原因の特定や正確な漏水対策費用算定が難しいものと思料し、改修費用の提案価格への反映に関する考え方をご教示頂けますでしょうか。	ご理解のとおり、奈落等の漏水対策における「調査」とは設計業務における事前調査等業務を指し、漏水箇所及び改修方法は、事前調査等業務を踏まえた市との協議により決定します。市との協議により、奈落等の漏水対策を実施することが決定した場合、当該工事費用は、別途市が負担するため、サービス対価には含まないものとします。
○		78	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	3～6	-	大ホール棟	1階	楽屋1～8	鏡台、更衣スペース、姿見増設			鏡台の個別制御できる照明は、個別制御は最寄りにBスイッチを取付と考えてよろしいでしょうか。	1人分の鏡台照明用に、鏡の下やカウンター小口などの最寄りにBスイッチを設置することを想定しています。
○		79	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	4, 5	-	大ホール棟	1階	楽屋4, 5, 6	床仕上げ更新			床仕上げ更新欄に「防災対応のものに更新する」とありますが、塩ビ系タイル床材は除き、カーペットのみが対象と考えてよろしいでしょうか。	塩ビ系タイル床材についても更新対象とします。カーペット部分については防災対応のものに更新してください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		80	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	5	17	大ホール棟	1階	大ホール	リハーサル室			大ホール リハーサル室について、遮音性を向上させる主旨が記載されていますが、大ホールとリハーサル室のどの程度の遮音をお考えでしょうか。	現状よりも遮音性を向上させるものとし、リハーサル室でピアノ演奏しても音が大ホールに漏れないレベルとしてください。
○		81	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	5, 6	-	大ホール棟	1階	楽屋事務局, 楽屋1, 2, 4, 5, 6	壁仕上げ更新			楽屋2等の壁仕上げ更新に下地（G.LI法）とありますが、どのようなことかご教示ください。G.LI工法と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付資料5を修正します。
○		82	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	6	-	大ホール棟	1階	男子浴室, 女子浴室	天井仕上げ更新			浴室から楽屋7、8への用途変更の天井仕上げがビニルクロス張りになっていますが、化粧石膏ボード（トラバーチン模様）t=9.5でよろしいでしょうか。	化粧石膏ボードの提案で差支えありません。また、No. 54もご参照ください。
○		83	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	6	31	大ホール棟	1階	ピアノ庫	床仕上げ更新			ピアノ庫の床仕上げ更新について、パーケットブロック（ア）100貼り（ア）50と記載がありますが、（ア）50は何の厚さを示しているか不明です。ご教示ください。	（ア）50は、モルタル下地、パーケットブロックの厚さの合計を示します。添付資料5を修正します。
○		84	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	7	-	大ホール棟	1階	男子便所B, 女子便所B	スロープ増設			大ホール男子便所B、女子便所Bにスロープ増設とありますが、スロープ勾配の想定はありますでしょうか。	「スロープ増設」は誤りで、正しくは「手すり増設」です。後日、添付資料5を修正します。
○		85	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	8	27	大ホール棟	2階	応接室	壁仕上げ更新			応接室壁仕上げ更新において、クロス貼り（T-2）とありますが、（T-2）が凡例にありません。どのようなことを示しているのかご教示ください。	竣工時の仕上表に記載のある（T-1）（T-2）（T-Z）等の記号を入れておりますが、詳細な仕様は不明のため、現地確認の上、改修仕様をご提案ください。
○		86	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	10	34	小ホール棟	1階	小ホール	客席床仕上げ更新			小ホール客席床仕上げ更新欄に「防災対応のものに更新する」とありますが、塩ビ系長尺床材は除き、カーペットのみが対象と考えてよろしいでしょうか。	塩ビ系長尺床材についても更新対象とします。カーペット部分については防災対応のものに更新してください。
○		87	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	10	-	小ホール棟	1階	小ホール	小ホールの壁			小ホール壁の更新がありませんが、更新しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		88	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	10	26	小ホール棟	1階	小ホール	舞台壁仕上げ補修			小ホール舞台壁仕上補修にコンクリート木毛版とありますが、コンクリート躯体を改修しないため存置でも可と判断した場合、改修項目にふくまないことをご提案することも可能でしょうか。	No. 54をご参照ください。
○		89	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	12	9	小ホール棟	1階	喫茶室	授乳室の設置			喫茶室へ授乳室の設置とありますが、施設内共用部で他の場所に増設することをご提案しても差支えないでしょうか。	No. 54をご参照ください。
○		90	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	12	10	小ホール棟	1階	喫茶室				授乳室の設置に伴い、新たに照明、及び電源（コンセント含）は設置する認識にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		91	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	12	39	小ホール棟	1階	サービス通路C	位置の確認			サービス通路Cとありますが、どこを指していますでしょうか。	後日、該当の位置が分かるように添付資料5の記載内容を修正します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		92	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	12	43	小ホール棟	1階	控室	空調音・振動が大きく伝播			小ホール棟控室は、機械室Eからの空調音・振動が出ていますが、対策等についてどのようにお考えでしょうか。	事業者提案とします。
○		93	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	14	16	小ホール棟	2階	廊下・階段	間仕切壁増設			小ホール棟の廊下・階段（会議室204前の吹抜）は、吹抜けの腰壁上部へのガラス等の間仕切り増設とありますが、腰壁は曲面形状のため多面体形状となり、施工上・遮音性・意匠状あまり効果的な手立てではないと考えています。吹抜けを通じた音漏れの軽減を目標に、ほかの手当てをご提案することは差支えないでしょうか。	No. 54をご参照ください。
○		94	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	16	35	展示棟	2階	階段B	階段名の表記			スペース名称が「階段B」ですが、階段Dが正でしょうか。	後日、該当の位置が分かるように添付資料5の記載内容を修正します。
○		95	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	18	2	メタモール	1階	メタモール	床仕上げ更新			メタモールの床仕上げ更新について、範囲を文言で記載されていますが図示にてご教示いただけますでしょうか。	後日、参考資料1「メタモール床仕上げ更新範囲」を提示しますので、ご確認ください。
○		96	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	18	2	メタモール	1階	メタモール	床仕上げ更新			メタモールの床仕上げ更新について、既設仕様はレンガタイル（赤）とありますが、壁仕上と思われます。床材はタイル・御影石等でしょうか。	床材はタイルです。後日、添付資料5を修正します。
○		97	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	19	31	イ	内部	建具更新				建具更新は補修は全面的に、更新は20%以上とありますが、特定後の調査にて20%以上の更新が必要となった場合は協議及び別途費用と考えてよろしいでしょうか。	建具更新の対象が、建物全体の20%を著しく超過する場合は、市と事業者の協議により、更新の実施、費用負担について決定します。
○		98	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	19	38	イ	サイン	撤去・更新				サインの撤去・更新は建屋内、外壁部、及び外構も対象範囲でしょうか。また、外構を含む場合は敷地面積内、事業対象範囲内のどちらのエリアになりますでしょうか。	サインの撤去・更新は建屋内、外壁部、及び外構部分について実施してください。外構部分は、事業対象範囲内とします。
○		99	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	19-21	33	内部	建具更新					建具更新及び防火設備・排煙設備更新等の確認の主旨から、防火設備点検記録等をご開示いただけますでしょうか。	後日、開示します。
○		100	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	2	外構						築山撤去は木々は、伐根処理まで含む認識でしょうか。	ご理解のとおりです。
○		101	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	2	外構						工事に影響を及ぼす樹木の伐採については実施してもよろしいでしょうか。	可能ですが、伐採前に市へ連絡し、了承を得ることとしてください。
○		102	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20		電気設備						佐野市からの受領資料の図面以外に改修工事に取り付けられている設備が多数見受けられます。その他、電気設備図面でご開示いただける資料はございますでしょうか。	貸与資料以外の資料はありません。
○		103	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20		電気設備						貸与資料のNo. 29「佐野市文化会館新築工事 電気設備工事 施工図 昭和54年6月」を確認すると、盤の詳細が不明です。現場確認の上、同等設備以上に更新する認識と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		104	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20		電気設備					配線の改修の考え方は、電線・ケーブルの耐用年数は概ね25年から30年と推奨されており、竣工から40年以上経過するため、動力幹線設備、電灯幹線設備、電灯設備（コンセント含む）、弱電設備（自動火災報知機・TV・放送等）それぞれの、更新有無の方針をお示しいただけますでしょうか。	後日、修正した添付資料5をご確認ください。
○		105	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	16	電気設備	動力設備更新				動力設備更新に於いて、既設仕様の動力設備施工図参照とありますが「佐野市文化会館新築工事電気設備工事施工図」図面番号E3～E7は主に受変電設備図です。受変電設備も更新をお考えでしょうか？	後日、修正した添付資料5をご確認ください。
○		106	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	20	電気設備	電灯設備更新				貸与資料のNo. 29「佐野市文化会館新築工事 電気設備工事 施工図 昭和54年6月」を確認すると、電灯設備図の照明姿図がなく、どのような器具が取り付けられているか確認ができません。詳細の分かる資料をご開示いただけますでしょうか。	開示できる資料がある場合は、後日開示します。
○		107	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	23	電気設備	拡声設備更新				拡声設備更新について既設仕様は不明とありますが、現地調査で確認したところ、スピーカーの仕様は時計と合体した壁掛け型スピーカー及び天井埋込のスピーカーでしたので、同等の更新と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、既設仕様と同等以上の更新を実施してください。
○		108	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	34	空調設備	空調機更新				施設全体で電気式エアコン（EHP）は竣工後各所に設置が見受けられますが、改修工事範囲に含まれていません。今回改修行うことが望ましいと考えますが、市のお考えをお示してください。	添付資料5 P. 21「空調設備 空調機更新」に空調機（GHP）室内機・室外機の記載をしておりますので、改修対象としてください。
○		109	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	20	36	電気設備	防犯設備更新				既設仕様のカメラ3台は舞台確認用カメラ、モニター14台は楽屋及び事務所にて視聴できる形であり、防犯カメラ用の位置とは異なるようです。追加する箇所は、事務所出入口部分程度でよいのか、広範囲に設置とするのか箇所をご教示いただけますでしょうか。	整備水準に記載の台数は、既存のカメラ・モニターのITV設備になります。防犯カメラを適切な位置に設置する等は事業者提案とします。
○		110	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	21	-	空調設備					大ホール客席の既設床吸込口（MR-8）×214個は、更新するものとお考えでしょうか。	事業者提案とします。
○		111	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	21	23	電気設備	構内情報設備				構内有線LANは無し、Wi-Fiによる対応とし、必要と考える箇所にアクセスポイントを設置する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		112	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	21	23	電気設備	構内情報設備				電話回線、機器更新等は別途工事の認識でよろしいでしょうか。	要求水準書「第2 1 (5) イ」に示すとおり、配線工事、電話機の設置、内線設定は市が実施します。特定事業者は、リニューアル時に電話が使用できるように必要な配管の設置を行ってください。
○		113	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	21	32	空調設備	熱源機器類更新				貸与資料No. 23「文化会館大ホール棟 空気調和設備改修工事_竣工図・施工図」の図番M-10記載の給湯ボイラー（機番GB-1）の有無及び設置場所をご指示下さい。楽屋棟1階のボイラー室でしょうか。	ご質問の給湯ボイラーは、大ホールの楽屋4と楽屋5の間にある部屋の中に設置されています。
○		114	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	21	39	空調設備	空調機更新				空調機更新となっている会議室用（AC-7）、展示室用（AC-8）は、現地確認をするとGHPに改修されています。改修後のGHPも全て更新となっており、重複しているようですが、削除と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。貸与資料No. 50もご確認ください。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		115	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	-	空調設備					展示棟の展示室Aの折上げ天井部分は、高天井に該当すると思われますが、その認識でよろしいでしょうか。	展示室Aの形状をご確認の上、適した空調設備の更新をしてください。
○		116	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	14	空調設備	自動制御更新				自動制御更新範囲は、遠方監視盤（事務棟設置）、DGP盤（各棟設置）を含め、各棟全てが更新対象範囲という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		117	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	14	空調設備	自動制御更新				自動制御更新の大ホールに関する項目について、「佐野市文化会館大ホール棟外空気調和設備改修工事施工図竣工図」図面番号E11を参照」とありますが、大ホール棟の改修時の図面名称には「大ホール棟外」はありません。「文化会館大ホール棟空気調和設備改修工事_竣工図・施工図」の図面番号E11「集中管理システムズ-2」認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		118	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	25	空調設備	配管類更新				施設全体で、配管類更新として冷水管、温水管ほか黒ガス管とされています。小ホール棟改修工事の既存図には、冷温水管は白ガス管となっています。改修にあたっては、黒ガス管は白ガス管と読み替える、または事業者側の提案としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
○		119	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	34	空調設備	配管類更新				施設全体で、改修に当たり、排水管の屋内はSGP(白)、屋外及び埋設はVP等の仕様程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
○		120	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	22	38	空調設備	配管類更新				施設全体で、改修に当たり、給水管の屋内は塩ビライニング鋼管(SGP-VB)、耐衝撃性硬質塩ビ管'(HIVP)、屋外は埋設管は(SGP-VD)等の仕様程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
○		121	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	-	衛生設備					整備水準に明記されていませんが、衛生機器のトイレ改修範囲は2019年（平成31年）文化会館トイレ改修工事にて、改修されていないと思われるトイレ内器具（洗面器、SK等）は今回改修対象範囲とご想定でしょうか。	改修対象には含んでいません。
○		122	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	-	衛生設備	配管類更新				土間配管、コンクリート埋設配管等は既存再使用と考えて宜しいでしょうか。土間コンクリートをはつってまでの更新をご想定でしょうか。	事業者提案とします。
○		123	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	-	-					外構の事務所棟横の池付近にある設備（地面に露出になっている緑色の水槽・水道管等設備）は別途工事と考えて考えてよろしいでしょうか。	改修対象には含んでいません。
○		124	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	-	-					外構の衛生設備工事は、建屋内のみであり、事業対象地エリア内の外構範囲は不要という認識で宜しいでしょうか。外構範囲も含む場合は、図示願います。また、第5, 6, 7駐車場の衛生設備図が見受けられず、既存施設の判断が困難です。	後日、修正した添付資料5をご確認ください。
○		125	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	2	衛生設備	給水・給湯設備更新				喫茶室（休憩室）に設置する授乳室は、必要な給排水設備等の与条件をお示しく下さい。	授乳室には、給排水設備の設置は必要ありません。
○		126	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	4						整備水準から、受水槽は更新するものと認識しておりますが、再整備箇所については民間提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	受水槽を更新し、新たな受水槽を設置する箇所については事業者提案とします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		127	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	8	衛生設備	給湯設備更新				整備水準に明記はありませんが、各所建築工事にて改修予定の給湯室は、湯沸器等も更新対象とお考えでしょうか。	後日、修正した添付資料5をご確認ください。
○		128	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	8	衛生設備	給湯設備更新				給湯ボイラー給湯循環ポンプについては、「改修後の施設利用に見合った容量等とする」とありますが、改修後の施設利用予測容量の想定はございますでしょうか。	施設利用の予測容量については事業者にて提案してください。
○		129	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）	23	25	衛生設備	消火設備更新				消火設備更新欄に記載がありませんが、ガス（CO2）消火設備も今回改修対象でしょうか。	既存の二酸化炭素ボンベユニットは引続き利用できると想定しています。事業者提案による更新も可能です。
○		130	添付資料5 整備水準（改修対象箇所と改修仕様）								要求水準書を遵守することが原則であることを理解しておりますが、現地調査や民間提案検討を踏まえ、施設利用に支障が無い事を前提に、要求水準の改修範囲・仕様に対しVE/CD提案を行うことは可能と考えても宜しいでしょうか。 また、仮に提案可である場合、提案可否のご了解を得るにあたって、必要な手続きがあれば、ご指示頂けると幸いです。	No. 54をご参照ください。
○		131	添付資料7 佐野市文化施設事業報告書（平成30年度～令和3年度）（抜粋）	2	37						平成30年度 修繕の実施及び植栽管理状況No37にて「老木の倒れ」とありますが、本施設外構にて危険木と判定されている樹木がある場合は、事業者にて伐採しても宜しいでしょうか。	本施設外構にて危険木と判定されている樹木がある場合は、市の了承を得た上で、事業者にて伐採してください。
○		132	添付資料7 佐野市文化施設事業報告書（平成30年度～令和3年度）（抜粋）	3	23	令和2年度	修繕の実施及び植栽管理状況				「佐野市文化会館 令和2年度 修繕の実施及び植栽管理状況」に記載あります、No20、大ホール3階女子トイレ給水ポンプ交換修理とありますが、給水ポンプの設置場所と仕様がわかりましたらご指示ください。	給水ポンプはDSに設置しています。使用は川本製作所N3-405SHNです。
○		133	添付資料10 備品リスト	16	3	3					既存ピアノのオーバーホール(スタインウェイ D-274 1台、ヤマハ CF 2台)につきましては、供用開始までに完了すれば、実施時期は民間提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	オーバーホールの実施時期は事業者提案とします。
○		134	事業者選定基準	5							設計企業と工事監理企業が同一の場合、入札参加資格審査申請提出書類と同等の資料、及び、一級建築士事務所登録を証明する資料の写しは、どちらかの資格要件確認書に添付すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
○		135	事業者選定基準	7	20	4	4.2	(2)	表2		価格審査の算定式「配点×（予定価格－提案価格）／（予定価格－最低提案価格）」につきまして、仮に予定価格と同額を提案した場合、当該提案グループの価格点は0点になるとの理解で宜しいでしょうか。 本事業では提案審査点80点、価格審査点20点で、提案に比重があるものと存じますが、本算定式は価格差によって価格審査点に大きく差が出る方式であり、例えば「配点×（最低提案価格／提案価格）」とすることをご検討頂く余地はありますでしょうか。	ご意見を踏まえて検討中です。 後日、検討結果を公表します。
○		136	事業者選定基準	9	1	4	4.2	(4)	4		地域経済の配慮・貢献について、市内企業を積極的に活用することとなっていますが、市内企業へ発注することについて提案作成時に関心表明を取得するなど根拠を取得する必要はないのでしょうか。また、市内企業への発注実績の確認方法や、市内企業への発注が提案時の金額に満たなかった場合の罰則は想定されていますでしょうか。	関心表明書の提出については事業者に委ねます。提案内容は確実に履行していただきます。
	○	137	事業者選定基準	9	1	4	4.2	(4)	4		地域経済の配慮・貢献について、佐野市地元企業や、業界団体より配点が低く地元への発注が減るのではないかと危惧する声が当グループに届いています。市の考えをお聞かせ願います。	事業者選定基準における点数の配点割合は低い方ではありません。また地域経済の配慮・貢献については、事業者提案により積極的な活用を期待します。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		138	様式集	1	25							図面集についてはPDFでの提出を可としていただけませんか。	図面集についてはPDFでの提出を可とします。
○		139	様式集	1	25							図面集の枚数について、平面図1/250 とあり配布されているCAD図を使用することとなっています。縮尺1/250は図面枚数もかなりな枚数となります。全体平面図として縮尺の変更1/400への変更とさせていただけないでしょうか。	施設全体を含む平面図は1/400で作成してください。細部の詳細について図示する場合は、改修内容の把握のしやすさを考慮の上、縮尺は任意とします。
○		140	様式集	11	-	様式1-3						資料名に工事時期の記載の無い図面は、ご教示いただけますでしょうか。特に下記は判断が難しいです。 ※No. は貸与資料番号です。 ＜改修工事、ただし工事時期が不明＞ No. 7 文化会館大ホール舞台屋根改修工事 設計図 設計 No. 14 文化会館大ホール舞台音響設備改修工事 No. 23 文化会館大ホール棟 空気調和設備改修工事 竣工図・施工図 No. 28 文化会館小ホール棟外 空気調和設備 改修工事 No. 37 文化会館大ホール空気調和設備改修工事 設計図 No. 38 文化会館大ホール ホワイエ天井ガラス管改修工事 竣工図 ※No. 11と同じ図面でしょうか No. 40 文化会館大ホール舞台音響設備改修工事 竣工図 No. 41 文化会館大ホール舞台照明設備改修工事 No. 44 文化会館小ホール舞台照明設備改修工事 竣工図 No. 48 文化会館玄関車寄せ庇改修工事 竣工図 No. 50 文化会館展示棟外 が活き調和設備改修工事 ＜改修または新築工事、及び工事時期が不明＞ No. 15 佐野市文化会館大・小ホールITV設備修繕 竣工図 No. 16 佐野市文化会館舞台照明設備工事 竣工図 No. 17 佐野市文化会館舞台照明設備工事 No. 18 佐野市文化会館新築工事（舞台音響設備工事）竣工図 No. 19 佐野市文化会館新築工事（舞台音響設備工事）竣工図 ※No. 18と同じ名称 No. 20 佐野市文化会館新築工事 舞台機構設備大・小ホール 備品工事 施工図 No. 21 佐野市文化会館新築工事 舞台機構設備大・小ホール 電気工事 施工図 No. 22 佐野市文化会館新築工事 舞台機構設備大ホール迫り工事 施工図	工事時期は以下のとおりです No.7：平成17年12月 No.15：平成19年3月 No.16～22：昭和52～54年 No.23：平成16年3月 No.38：平成21年3月 No.48：平成18年11月 No.50：平成14年3月 上記以外の図面の改修時期については、貸与資料No. 1「施設劣化調査及び施設整備計画報告書」のP. 110「修繕・更新工事発注履歴（一覧）」をご確認ください。
○		141	様式集			様式2						プロポーザル参加表明書に記載する企業名・所在地等は本社とすべきでしょうか、あるいは、令和５・６年度佐野市競争入札参加資格者名簿に記載されている支店または営業所の名称・所在地等とすべきでしょうか。ご教示願います。 また、各業務における応募者の資格要件確認書につきまして、「担当者所属・氏名印」とある一方、「※企業毎に「代表者印」を押印の上、提出してください。」との注釈があることから、「担当者所属・氏名 印」は「代表者・氏名 印」と読み換えることで宜しいでしょうか。	プロポーザル参加表明書に記載する企業名・所在地等は、令和５・６年度佐野市競争入札参加資格者名簿に記載されている支店または営業所の名称・所在地等としてください。 また、各業務における応募者の資格要件確認書については「※企業毎に「代表者印」を押印の上、提出してください。」との注釈があることから、「担当者所属・氏名印」は「代表者・氏名 印」と読み換えるものとしします。
○		142	様式集			様式2-1、2-6						様式2-1、2-6等に企業ごとに押印する代表者印については、貴市の入札の参加時使用するため、登録した使用印鑑届にて届け出した印鑑を使用するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
○		143	様式集	17		様式2-4						「過去15年以内の提案内容と同等面積以上の公共施設の設計実績」とありますが、設計実績ではなく、改修工事管理実績ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		144	様式集	18		様式2-5						「過去15年以内の700席以上のホール等施設の設計実績」とありますが、設計実績ではなく、「過去15年以内の700席以上のホール等施設の施工実績（新築または改修）」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		145	様式集			様式2-6						施設の高さ・延べ床面積の項目について、どの施設でも延べ床面積については資料がありますが、高さについては資料がありません。高さについての記載がない状態で提出することは許容されるでしょうか。	高さについては記載の必須事項とはしませんが、既存の高さを変更する場合はご記載ください。
○		146	様式集			様式2-7						施設の高さ・延べ床面積の項目について、どの施設でも延べ床面積については資料がありますが、高さについては資料がありません。高さについての記載がない状態で提出することは許容されるでしょうか。	高さについては記載の必須事項とはしませんが、高さについて確認できる場合はご記載ください。
○		147	様式集			様式2-8						共通で添付する納税証明書は、写しという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
○		148	様式集			様式2-8						共通⑤佐野市内に本社又は事業所がある法人については「法人市民税」の納税証明書（募集要項公表日以降に交付されたもの）が必要とありますが、佐野市内に本社又は事業所が無い場合は不要という認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
○		149	様式集			様式7－3						②総括管理業務・維持管理業務・運営業務費（サービス対価B-1～B-3）について、サービス対価B-2が契約期間を通じて斜線となっておりますので、ご修正ください。	後日、様式集を修正します。
○		150	様式集			様式7-10						様式7-10長期収支計画書は維持管理・運営共同企業体としての事業収支を作成するとの理解で宜しいでしょうか。また、この場合、長期収支計画書フォーマットにおける費目等の適宜追加・削除は民間企業の提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		151	様式集			様式7－10						SPCを組成しないため、本事業における収益と費用以外の項目を算定することはできません。こちら、収益と費用のみの記載として頂けないでしょうか。	No. 150をご参照ください。
○		152	様式集			IV. 図面集						図面集（様式6－2～6－11）に関して、枚数制限が記載されておりますませんが、事業者側による必要枚数を設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		153	様式集									提案書には、提案内容を補足する資料（関心表明書を含む）を添付してよろしいでしょうか。	関心表明書等、提案内容を担保する根拠資料については添付を認めます。ただし、評価対象とならない可能性があります。
○		154	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	2	15							本事業は設計施工一括契約書となりますため、基本設計・実施設計業務が完了しても、設計業務費に相当する金額が全額支払われず、10分の9以内の額での部分払いになるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		155	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	2		2	2.1	表2				「ただし、出来高部分に即応するサービス対価Aの10分の9以内の額を部分払いする。」とありますが、【設計施工一括契約書】に記載の“前払金”の有無及び部分払いに代わる“中間前金”の選択は可能でしょうか。	【設計施工一括契約書（案）】に記載の“前払金”及び部分払いに代わる“中間前金”の選択は不可とします。
○		156	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	5	1	2	2.2	(4)				サービス対価B-4について、50万円（税込）未満の修繕行為について、回数を問わず、各年度5,000千円（税込）（令和7, 8年度については3,000千円（税込））が支払われると考えてよろしいでしょうか。	上限5,000千円（令和7・8年度は3,000千円）で、年度内に修繕・更新に要した費用の分のみ支払うものとします。
○		157	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	5	1	2	2.2	(4)				サービス対価B-4については、物価変動について考慮頂けると考えてよろしいでしょうか。	サービス対価B-4の上限500万円は変更しません。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		158	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	6	12	3	3.1	(2)			改修工事におけるサービス対価Aの改定の基準指標が建築費指数となっていますが、建築費指数における標準指数のデータという理解でよろしいでしょうか。また、前段を正とするのであれば、標準指数のうち、どの指数種類となるのかお示ください。	建築費指数（2015年基準）における標準指数、建物種類：事務所－RC、指数種類：建築とします。
○		159	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	6	14	3	3.1	(2)			一般財団法人建設物価調査会のホームページから、2023年4月分指数より2015年基準へ移行されたことを踏まえまして、本事業にて基準となる指標も2015年基準の建築費指数が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。後日、別添4を修正します。
○		160	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	12	3	3.1	(3)	②		建築費指数は前月の指数が公表されていることから、「改定請求のあった日の属する月の指標値」を改定請求時に出すことが難しいと思われます。前月の指標を使用するとの認識でよろしいでしょうか。	請求日に確認ができる最新の確定値を使用します。
○		161	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	7	12	3	3.1	(3)	②		建築費指数は2カ月間は暫定値との扱いになっていますが、改定には暫定値を使用するとの認識でよろしいでしょうか。	No. 160をご参照ください。
○		162	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	8	2	3	3.2	(1)			サービス対価Bを算定するにあたっては、令和5年度の物価等を見込んで計算することで宜しいでしょうか？計算としては、R5年度の物価で算定したサービス対価B×運営期間という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Bの提案価格については、予定価格内であれば積算の方法は事業者に委ねます。当該箇所はサービス対価Bの改定方法について示しているものであり、提案価格について規定するものではありません。
○		163	サービス対価の算定、支払い及び改定方法	9		3	3				光熱費の改定内容について、特定事業者から市に差額を返還する場合の支払時期も翌年度の10月末でしょうか。	特定事業者から市に差額を返還する場合の支払時期も翌年度の10月末となります。
○		164	モニタリング措置要領	1		2	(1)	①			セルフモニタリングについて、要求水準書に規定する「事業報告」とは、同書に規定されている「業務報告」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		165	モニタリング措置要領	2		2	(2)	①			セルフモニタリングについて、要求水準書に規定する「事業報告」とは、同書に規定されている「業務報告」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
	○	166	設計施工一括契約書（案）	11	22	第18条					第4項：民間（七会）連合協定工事請負契約約款（以下「七会約款」）第17条（3）（4）のとおり、破壊検査の結果、募集提案関連書面及び設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
○		167	設計施工一括契約書（案）	12	11	第19条	(4)				提示資料で確認ができない既存施設自体に起因するリスクは、市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。（例えば、提示資料で確認不可能な隠蔽部、アスベスト等の含有、提示資料に情報がない施設設備の存在により、提案実現に追加の費用及び工期延長が発生することが明らかになった場合等）	質問内容の例示にあるような事業者において予見可能性がない既存施設自体に起因するリスクについては、市が負担致します。設計施工一括契約書（案）第19条の各規程に基づき対応致します。
○		168	設計施工一括契約書（案）	12	12	第19条	(5)				竣工年代からアスベスト含有建材（仕上材、ダクト等の保温材など）が使用されている可能性があります。アスベストの事前調査や他事前調査が必要になった場合、3年間の設計・建設期間内では難しく、スケジュールに遅れが発生する可能性が高いと思われますが、その場合は竣工引渡し時期を延ばすこともご検討いただけませんか。また、民間側からスケジュールの見直し案をご提示し、協議とさせていただく認識でよろしいでしょうか。	公募条件から想定できない事象が発覚し、スケジュールに遅れが発生する場合、設計施工一括契約書（案）第19条の規定に則り対応致します。また、決定及び協議においては、ご提示頂いたスケジュールの見直し案をもとに行います。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		169	設計施工一括契約書案	12	12	第19条	(5)				アスベストの事前調査は市で実施されるご予定でしょうか。調査が必要となり、事業者側で行う場合は、調査費用及びアスベスト撤去等の工事費用は別途という認識でよろしいでしょうか。	市で実施の予定はありません。 事業者にて調査が必要と判断した場合は、事業者の負担にてご対応ください。 なお、アスベスト撤去等の予期せぬ工事費用が生じる場合は設計施工一括契約書（案）第19条の規定に則り対応します。
○		170	設計施工一括契約書（案）	14	1	第22条					第2項について、業務期間の延長が「発注者の責めに帰すべき事由」による場合は、請負代金を変更するとありますが、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができない事由による場合は、請負代金の変更の対象とならないのでしょうか。	本条は受注者からの工期の無償延長（請負代金の変更を伴わない工期の変更）に関する規定であり、原則として受注者からの請負代金の変更を伴う工期延長請求は、本条の適用範囲ではありません。第2項後段はその例外として発注者に帰責性がある場合にのみ費用負担を規定しています。 ご質問にある、双方に帰責性のない場合であり、かつ工期の変更に伴う請負代金の変更が必要となる場合は、第19条第1項第5号に該当し、第19条の規定に則り対応致します。
○		171	設計施工一括契約書（案）	14	22	第25条					第1項について、協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに決定をするという理解でよろしいでしょうか。この点を明確にするため、「ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに定め、受注者に通知する。」と修正いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。万が一協議が整わない場合は、合理的な根拠に基づき算定することを確認します。
○		172	設計施工一括契約書（案）	14	30	第26条					第3項、第7項について、協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに決定をするという理解でよろしいでしょうか。この点を明確にするため、「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠に基づき定め、受注者に通知する。」と修正いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。万が一協議が整わない場合は、合理的な根拠に基づき算定することを確認します。
○		173	設計施工一括契約書（案）	14	30	第26条					第5項、第6項について、第5項はいわゆる単品スライド、第6項はいわゆるインプレスライドに該当する制度と思われますが、これらの制度に基づく請負代金額の変更については、国土交通省の発行する以下のマニュアルに準拠した扱いになるとの理解でよろしいでしょうか。 単品スライド：「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル（案）」令和4年7月版 インプレスライド：「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インプレスライド条項） 運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」	ご提示のマニュアルは通常の公共工事を想定しており、設計施工一括で実施する本事業とは、そもそもの前提条件が異なる場面が多々あります。ご提示のマニュアルを参考には致しますが、詳細は協議になる旨、お含みおきください。
○		174	設計施工一括契約書（案）	17	33	第32条 第33条					工事部分に関しては検査及び支払いの記述はありますが、設計業務完了時の検査及び支払いについての記述はないのでしょうか。	設計業務完了時の検査は、第13条の2において規定しています。支払いについては、第38条及び第41条の部分払いの規定により対応します。従いまして、設計完了時の支払いは設計費相当額10分の10のお支払いではなく、設計費相当額を含んだ当該年度の出来高10分の9の支払いとなります。詳細は別添4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」をご参照ください。
○		175	設計施工一括契約書（案）	17	33	第32条					第5項について、七会約款第17条（3）（4）のとおり、破壊検査の結果、募集提案関連書面及び設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
○		176	設計施工一括契約書（案）	20	14	第38条					第4項について、七会約款第17条（3）（4）のとおり、破壊検査の結果、募集提案関連書面及び設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目					質問内容	回答
○		177	設計施工一括契約書 (案)	20	14	第38条					第6項について、協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに決定をするという理解でよろしいでしょうか。この点を明確にするため、「ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに定め、受注者に通知する。」と修正いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。万が一協議が整わない場合は、合理的な根拠に基づき算定することを確認します。
○		178	設計施工一括契約書 (案)	21	12	第39条					第2項について、協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに決定をするという理解でよろしいでしょうか。この点を明確にするため、「ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が合理的な根拠をもとに定め、受注者に通知する。」と修正いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。万が一協議が整わない場合は、合理的な根拠に基づき算定することを確認します。
○		179	設計施工一括契約書 (案)	23	10	第44条					七会約款第32条(1)c,dと同様に、「発注者が本施設及び工事用地を受注者の使用に供することができないため、受注者が施工できないとき」、「発注者の責めに帰すべき事由により工事が著しく遅延したとき」及び「不可抗力(本契約第30条第1項に規定するもの)により受注者が施工できないとき」にも、受注者が業務を中止することができる旨の追記をお願いいたします。	原案のとおりとします。
○		180	設計施工一括契約書 (案)	26	30	第54条					七会約款第17条(3)(4)のとおり、破壊検査の結果、募集提案関連書面及び設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
○		181	設計施工一括契約書 (案)	28	5	第55条					第2項について、違約金は違約罰とするとのことですが、第1項の損害賠償請求については、違約金の額を損害賠償額を超えた場合に、その超過分を請求するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第55条第2項各号に該当し違約金が支払われた場合、同一事象について第55条第1項に基づき損害賠償請求を行う場合は、当該違約金として支払われた額を超えた額を請求致します。
○		182	設計施工一括契約書 (案)	29	1	第56条					(1)「第52条又は第53条」とあるのは、「第51条又は第52条」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。契約締結時に修正致します。
○		183	設計施工一括契約書 (案)	32	14	第61条					第4項について、事案によっては裁判所での解決が適切である場合もあるため、あっせん・調停の前置を必須としないように修正をお願いします。 具体的には、「発注者又は受注者は、第1項又は第2項に規定する紛争解決の手続により紛争が解決される見込みがないと判断するときは、第1項又は第2項に規定する手続を経ずに、民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(明治26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。」	市における公共工事は、審査会を通ず流れを採用しており、原案のとおりでお願い致します。
○		184	設計施工一括契約書 (案)	33	1	第62条					第61条第4項に訴訟の記載があるため、本条により仲裁合意が義務付けられているわけではないという理解でよろしいでしょうか。	契約締結時に「その一方又は双方が…認めたとき」という文言を「双方が…認めたとき」に修正します。 双方合意がある場合のみ仲裁に服するとし、双方が仲裁に合意しない場合は、第61条第4項が適用されるように致します。
○		185	設計施工一括契約書 (案)	-	-						建築士法22条の3の3による契約上の書類の添付が必要と思われますが、契約書のどこに追加されますでしょうか。	契約締結時に、設計施工一括書の末尾に添付いたします。
○		186	指定管理者基本協定書 (案)	2	29	第8条					募集要項・要求水準書等に業務委託についての記載が見当たりませんが、指定管理者基本協定書(案)に記載がございますので、維持管理・運営業務の一部再委託は可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項 目						質問内容	回答
○		187	指定管理者基本協定書 (案)	6		第24条						①「瑕疵・損傷の存在又は発生が…設計・建設・工事監理企業の責めに帰すべき事由（括弧内略）によるものである場合を除き」との記載がありますが、設計・建設・工事監理企業は契約不適合責任の範囲内で責任を負い、契約不適合責任期間経過後には市が負担するということによろしいでしょうか。 この点を明確にするため、「設計・建設・工事監理企業の責めに帰すべき事由（改修工事業務の対象である部位の瑕疵・損傷である場合、設計業務の遂行により発見すべき瑕疵・損傷である場合を含む。）（設計施工一括契約に基づき設計・建設・工事監理企業が契約不適合責任を負う期間内のものに限る。）」と修正をご検討いただけないでしょうか。 ②「設計・建設・工事監理企業の責めに期すべき事由」とあるのは、「設計・建設・工事監理企業の責めに帰すべき事由」の誤記と思われます。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、ご指摘のとおりです。契約締結時に修正致します。
○		188	指定管理者基本協定書 (案)	8		第29条	2					第29条（保険）2項 「適切な内容」とは具体的な金額等を示してもらえないでしょうか。	要求水準書28頁を参照のうえ、保険の内容は、事業者のご提案に委ねます。
○		189	指定管理者基本協定書 (案)	16	2							募集要項別添5「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に記載の内容を転記します。とありますが、別添4かと存じます。	ご指摘のとおりです。契約締結時には、別添4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」を転記します。